

平成29年度第4回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成29年12月26日（火） 10時21分～11時56分
2. 場 所：総務省 低層棟1階 共用会議室4
3. 出席委員：伊藤鉄男、浅井万富、日出雄平、大竹邦実、岩井奉信の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について
 - (2) 平成29年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について
 - (3) 平成28年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について
 - (4) 平成29年度研修実施計画の追加について
 - (5) 平成30年度研修実施計画について
 - (6) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修について
 - (7) その他
3. 閉 会

(配付資料)

資料1 政治資金監査の質の向上について（案）

～平成28年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

参考資料 政治資金監査の質の向上について

～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

資料2 政治資金監査の質の向上について（案）

～平成29年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査に向けて～

- 資料3 平成28年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）
- 資料4 平成29年度研修実施計画の追加について
- 資料5-1 平成30年度研修実施計画
- 資料5-2 研修会場の推移
- 資料5-3 会場別受講者数の推移
- 資料6 登録政治資金監査人の登録者数及び研修の実施状況
- 資料7 収支報告書等の記載方法について(クレジットカードを利用した場合)（平成21年度第1回政治資金適正化委員会資料等）
- 資料A-1 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告数及び個別の指導・助言の対象者数等（案）
- 資料A-2 「同一の登録政治資金監査人について、連続で同一又は異なる事例・複数事例」について
- 資料A-3 平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等に関する都道府県選管等からの報告一覧
- 資料A-4-1 指導・助言文書（案）
- 資料A-4-2 指導・助言の対象者への周知文書（案）
- 資料B-1 政治資金規正法施行規則の改正について
～登録政治資金監査人登録申請書の添付書類の見直し～
- 資料B-2 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案の概要
- 資料B-3 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照表

（本文）

【伊藤委員長】 それでは、ちょっと早いですけれども、おそろいですので、ただいまから平成29年度第4回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、平成29年度第2回委員会の議事録についてでございます。

事前に、各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第2回委員会の議事録につきまして、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【伊藤委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思えます。

また、平成29年度第3回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に、御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。

議題（1）：平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

【伊藤委員長】 それでは、本日の第1の議題といたしまして、「平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について」の説明を事務局をお願いいたします。

【羽生参事官】 それでは、お手元に資料、目次等々ございますけれども、資料1まで進んでいただけますでしょうか。資料1を御覧ください。

座ったままで失礼をいたします。

早速説明に入らせていただきますが、本日、案件盛りだくさんですので、一部はしよつた説明になりますことをお許しいただければと存じます。

資料1は平成28年分の政治資金監査に係る個別の指導・助言の実施等の案でございます。ポイントは、最初の枠囲みでございますとおり、19人、32件を指導・助言の対象とするということとあわせまして、2つ目の黒ポツ、文書による指導・助言に加えまして、年明けに実施をいたします追加研修の参加を呼びかけるということでございます。

その下、1番の表題の括弧書きにございますとおり、今回対象としますのは、この平成29年12月の初旬までに報告があったものということで、要すれば、過去の2年と同様、最も多くの対象団体を抱えております東京都を除く46の道府県選管から報告のあったものでございます。

(1)の表を御覧ください。詳しい内訳は後ほど別の資料で御説明いたしますが、まずは今回の指導・助言の対象に関する事務局案の全体像でございます。

1の(1)ですが、まずアの政治資金監査報告書に係るものということで4人、14件、イの収支報告書に係るものが16人、19件でございます。

右側の括弧の中の数字は、昨年と同じ段階の数字、すなわち東京都選管を除く数字となります。

人数では、それぞれの項目で微増、また件数については特にアの政治資金監査報告書に

係るものについて、この後、何度か出てまいります、お一人で10件ひっかかったという方がおられました関係で、かなり増加をしております。

重複を除きますと、最後の行の純計という欄でございますが、19人、32件ということで、昨年よりも監査人で2名、件数で12件の増加となっております。

資料1の裏をお願いいたします。(2)、(3)は、文書での指導の通知など、これまでの方針どおりでございます。(4)に前回の第3回委員会で御了承いただいた追加研修の受講の呼びかけを加えております。

その下の2番についても、これまでの方針どおり、この結果につきましては政治資金監査人全体や関係士業団体、各選管に状況を周知していくといった内容でございます。

次の参考資料を御覧ください。こちらは、この質の向上の取り組みの経緯をまとめたもので、前回の委員会で御説明したものと、ほぼ同じ内容でございますが、本日の終了後、記者向けのブリーフィングでは、先ほどの資料1と、この参考資料、2枚で説明を行いたいと考えてございます。

次に詳しい内訳に入っております。委員限り資料A-1をお願いいたします。

まず1ページ目の1番は、選管から上がってまいりました報告の総数、それと指導対象の件数案を総括的に表にしたものでございますが、これはまた後ほど御覧いただくこととしまして、先に次の2ページ目以降で内訳を御説明させていただきます。

2ページをお開きいただけますでしょうか。この2番が指導・助言の対象とした報告の詳細でございます。

まず、(1)政治資金監査報告書に係るものの大きな①の確認項目に係るものでございますけれども、その下の表の①から⑨、監査報告書に係る確認項目につきましては、選管において確認をしてもらって、仮に誤り等の指摘があり、それに基づいて補正等がなされた場合には報告まで求めておりませんので、結果として、これまでの2年と同様、ここについては報告は0件となっております。

その下、大きな②でございますが、ここは上の確認項目以外で選管から任意で報告をもらったものでございます。お一人で2年連続して報告があったですとか、お一人で複数の誤りが報告された場合には、指導・助言の対象としてございまして、これが一番下の行、純計で4人、14件となっております。この件数が増えている原因としては、先ほど触れました、お一人で10件の方がいたためでございます。

次の3ページ目、(2)の収支報告書に係るものでございます。

まず①の確認項目、選管にチェックをお願いしている項目として、収支報告書の金額の不整合があるものというのがございます。ある意味で監査の最も骨格的な部分とも言えますけれども、ここでの誤りが、報告人数として、純計では9人、お一人で2つの団体でミスをした方がおられまして、件数としては10件ということで、昨年が10人、10件でしたので、残念ながら今年、大きな改善とはなってございません。

次に大きな②の確認項目以外に係るものでございます。表の中、ナンバーの1番から4番が、収支報告書に添付されてきた領収書や徴難明細書などとの関係が金額面で整合的ではなかったというものでございます。人数の欄、四角のウで囲っておりますけれども、ここが8人。

それからナンバー5が、領収書の年の記載と収支報告書の支出年月日の記述が矛盾をしておりますまして、領収書の方の年が間違っていたということで、選管の指摘後に領収書が改めて提出されたものということで、こちらが2人で2件。

それからその下、ナンバー6、7は、先ほどの監査報告書の場合と同様に、お一人で連続ですとか複数の報告があった例でございます。

それからナンバー7の下で行です。参考の欄には、昨年は該当事例があったんですが、今回は報告がなかったものを参考までに掲げてございます。

その下の純計の欄ですが、監査人と政治団体の重複を整理した結果、それぞれの項目で対象者が微増となっております。トータルで、収支報告書関連では10人、13件。昨年の7人、8件よりも増加をしております。

一番下の参考は、ここまでの2ページ目、3ページ目通じまして、同一の登録政治資金監査人について、連続や複数で指摘があったケースの数字を掲げておりますけれども、これについては別の資料で、もう少し詳しく御説明いたしますので、ここでは割愛をさせていただきます。

次の4ページ目をお願いいたします。3のその他といたしまして、1ポツ目にありますとおり、ここは各選管から任意で報告がありましたけれども、1件限りであれば指導・助言の対象外としたものを掲げております。ただ、そのうち2つ目のポツに、ただし書きとしてありますように、連続または複数事例に該当するとして報告があった監査人については、単なるケアレスミスとも言いがたいことから、昨年から指導・助言の対象とさせていただいているものでございます。

(1)からが具体的な内容でございます。まず(1)には、政治資金監査報告書に関する

るものを掲げております。ここに挙がっているものは、先ほどの1番で出てまいりました選管の確認項目となっている骨格に関する部分ではなくて、監査報告書の本文中の記述で誤りがあるというものでございます。

例えばナンバー1ですけれども、監査報告書の表題には正しい年が記載してあるんですが、本文中で古い年の監査をしたかのような記述があるというケースでございます。

また少し飛んでいただいて、ナンバーの4から8に類型別に掲げてございますけれども、監査報告書上で矛盾した記載があったということで、お一人で10団体、10件の指摘を受けた方がいらっしゃるということでございます。

具体的には、例えば4にありますように、収支報告書に添付された書類の中には、支出の目的が記載された振込明細書があるにもかかわらず、報告書の方には振込明細書は存在しなかったと書いてあったり、また5にあるように、収支報告書上は支出がないにもかかわらず報告書には領収書等が保存されていたと書いてあったりといったものでございます。

これらの結果、(1)の純計のところですが、13人、21件が報告されております。うち、複数や連続等で指摘を受けて、今回指導対象にしたいと考えているのが、※印にありますとおり4人、14件となります。

この下、(2)が収支報告書に係るものでございます。まずこのうち、上のナンバー1、2については、収支報告書の右の方の欄には支払い先の名前や住所を書く欄がございますけれども、その収支報告書の記述と領収書との間で、厳密に見ると支払い相手の指名や住所に不整合があったという報告でございます。ここは住所を簡略化したために指摘を受けているようなケースもありますので、この2つの項目に限っては、昨年この場にも報告をさせていただいて、複数箇所でも報告がありましても指導・助言の対象からは外してございます。

またその下、ナンバー3以下でございます。例えば同じ年内ではありますが、支出年月日が収支報告書と領収書で合っていないような場合でございます。これは先ほど2番のところでも御説明したような年の誤りと違いまして、年間の収支そのものには影響がないものですので、単独であれば軽微なミスということで対象にはしておりませんが、こうしたミスが7人で7件報告をされておまして、これらについても1人で複数の誤りを指摘されている場合には指導・助言の対象に加えたいと考えております。

この(2)は、純計の欄を御覧いただきますと、11人、14件が報告されておまして、うち指導対象と考えておりますのが4人で5件となります。

次に委員限りの資料、A-2をお願いいたします。ここは、ただいまのA-1の資料でも何度か触れましたけれども、2年連続で誤りのあった監査人や、1人で複数項目の間違いがあった監査人について、人に着目しまして、昨年から指導・助言の対象にしているというものでございまして、その内訳を政治資金監査人ごとに整理したものでございます。

まず1番でございますけれども、同一の登録政治資金監査人について2年連続で報告があったものということで、左側のAさん以下、Bさん、Cさん、Dさんと、4人の方を掲げております。

最初に3人目のCさんについて御説明します。この方は、昨年は監査報告書の確認項目、すなわち骨格の部分ではなくて、本文中での政治団体名の記載不備ということで、具体的には政党支部名を記載する際に、政党名を古いまま書かれていたという誤りがありまして、左側の昨年度は軽微なミス1件ということで、昨年の指導・助言の対象からは外しておりました。しかし、今年もおそらく同じ電子ファイルをそのまま使われたのか、今年も同じ形で間違っ出てまいりましたので、今回は指導・助言の対象とさせていただきたいというものでございます。

ほかのお三方、A、B、Dさんは、昨年も収支報告書上の金額の不整合などで指導・助言の対象となった方でありまして、この3人は今回、2年連続で指導・助言の対象となるものでございます。特に監査人Aの方は、今回28年分は、2つの政治団体にまたがって、合わせて5件の報告を受けております。

以上のA、B、Dの方とCの方との違いは、下の※印のところに明記をいたしました。

一方で昨年、最終的に3人おりました2年連続で指導対象の方は、ここには含まれておらず、現時点では3年連続指導・助言の対象となった方は現れていないという状況でございます。

次のページをお願いいたします。この2番は、同じ方で今回、複数の項目の誤りがあつたと報告のあつたものを並べております。最初の監査人Aの方は、先ほどのAさんと同一人物でありまして、今回5カ所の誤りを報告されておりますので、再掲にしております。

次のEの方。この方が、先ほども触れてまいりましたが、お一人で監査報告書上の誤りが10団体、違う団体にわたって誤りがあつたというケースでして、これを①から次のページの⑩に掲げてございます。

以下、Fさん以降、個別の説明は少し省略いたしますが、それぞれお一人で複数の誤りを指摘されています。

特に最後の J の方は、2つの政治団体で収支報告書上の金額の不整合ということ指摘をされておりまして、件数では2件になるんですが、内容としては深刻なものではないかと考えてございます。

次の資料、A-3を御覧ください。こちらは、選管からありました指摘を各選管別、それから指摘事項別に列挙したものでございます。ここは個々の監査人という要素を排除しておりまして、指導・助言の対象と考えていないものも含めて、報告のありましたものを挙げてございます。

ここで、恐縮ですけれども、最初の縦長の資料A-1にお戻りいただけますでしょうか。A-1の1ページをお願いいたします。この前の資料A-3の中で同じ団体における重複を整理いたしますと、このA-1の一番下の行でございましてけれども、左の方から御覧いただきまして、全体で35人の監査人について48の団体の政治資金監査において何らかの問題あったということが報告されたことになります。

このうち、以上御説明した考え方によりまして、真ん中の太枠で囲んだ列でございましてけれども、一番下のところ、単発かつ軽微なものを除いて19人、32件を、個別の指導・助言の対象にしたいと考えているものでございます。

そのほか、上の方を御覧いただきまして、四角のア、イ、ウ、エ、オといったものがございまして。これはその後ろ、先ほど御説明申しました2ページ目、3ページ目のそれぞれの四角、ア、イ、ウ、エ、オと出てまいりますけれども、それらに対応関係にあるものでございます。

以上、大変長くなりましたけれども、数字に関する説明は以上でございまして。

【伊藤委員長】 この件につきまして、ここまでのところで御質問や確認等がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしいですか。

それでは、本議題について、事務局に説明の続きをお願いいたします。

【羽生参事官】 次に、お手元の委員限り資料のA-4-1を御覧ください。こちらが個別の指導・助言の対象となった監査人への通知文の案でございまして。昨年までは指導・助言の内容に応じまして、かなりの長文で、幾つもの種類ものパターンがございましたけれども、今回、委員の皆様から御指摘もいただいたことを踏まえまして、まずは対象者にしっかり内容を読んでもらうということ、また理解をしてもらうということを主眼にしまして、簡素化を図ったものでございます。

1ページ目の案の1が基本のパターンとなります。最初の1段落目で、選管から政治資

金監査の内容について誤り等の報告があったこと、２段落目では法令及び政治資金監査マニュアルに従って適正に監査を行うべきこと、また３段落目では追加研修への参加呼びかけを行うという形としております。

２枚目をおめくりください。この案の２もほぼ同じ内容ですけれども、こちらが２年連続で指導・助言の対象となった方への内容でして、１段落目で、昨年も文書による個別の指導・助言を実施したところだが、このたびは２年連続で、２８年分に関しても報告を受けるに至ったということを明記をしております。この対象者が、先ほど御説明しました３人ということになります。

３枚目でございますが、こちらが別紙ということで、ここに指導・助言の具体的な内容を、それぞれ書き分けることとしております。指摘の内容とともに、枠囲みの部分でございますけれども、監査報告書における誤り、また収支報告書における誤り、それぞれについて今後どういう点に留意して監査に臨んでいただきたいかという点も記しております。

以上が通知文の案でございます。

次に資料Ａ－４－２を御覧ください。ただいま御説明しました正式の通知文書に加えまして、指導・助言の対象者に注意喚起を図るという観点から、このような色刷りの資料を同封いたしまして、間違いのあったポイントですとか、このような誤りがあると、政治資金監査制度そのものへの信頼を損なうおそれがあるといった旨を指摘をするとともに、下の方で通知文書の確認や追加研修への参加を促す内容としております。

以上を踏まえまして、指導・助言の内容について御議論と御決定をいただければと存じます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【大竹委員】 周知文書の色刷りの文書でございますが、今ちょっと読んでいまして気になったんですけれども。色刷りの下の方に、政治資金監査を適確に実施していないと云々の文書がありますが、この中で２行目、「収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られず」と言い切りますと、誤りがあると向上が図られないということになってきますから、ここはちょっと変えて、透明性の向上を図るという制度と、そっちにかけたらどうですかね。

【羽生参事官】 はい。

【大竹委員】 すなわち、誤りがあると信頼を損なうおそれがありますというわけです。

ね。この収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るという制度とつなげていけば、制度への信頼を損なうという形で、した方がいいんじゃないかと思いますが。

【羽生参事官】 はい。

【伊藤委員長】 どうですか。

【岩井委員】 これ、今のおっしゃるのでいいと思います。その方が、すっきりはするでしょうね。わかりやすい。

【大竹委員】 はい。

【伊藤委員長】 要するに、制度の信頼ということだから、その制度は図られずというより、図るという制度ですね。そういう意味ですね。

【大竹委員】 はい。この監査制度は、まさに収支報告の適正の確保と透明性の向上を図ることを目的とした監査だということになると思うんですね。

【伊藤委員長】 それ、どうですかね。よろしいですか。

【羽生参事官】 ありがとうございます。御指摘を踏まえて修正をさせていただきます。

【伊藤委員長】 1つお尋ねですけれども、このA-4-1の3ページ目に別紙とついています。これは確認ですけれども、要するに、それぞれの人の報告に応じて使い分けるということですよ。

【羽生参事官】 そのとおりでございます。

【伊藤委員長】 ですよ。だから、全部、この1人の人に載るというわけじゃないですよ。

【羽生参事官】 はい。

【伊藤委員長】 例えば登録番号が間違っような人は、この一番上のものが載るわけですね。

【羽生参事官】 そうなります。

【伊藤委員長】 この今後留意いただく点については、それは、いずれにせよ、こういうことを書くわけですか。

【羽生参事官】 誤りに応じた形でですね。

【伊藤委員長】 だけど、まだ、ここ自体は書き分けがあるんですか。

【羽生参事官】 いえ、ここは。

【伊藤委員長】 ここはないんですね。

【羽生参事官】 ええ。

【伊藤委員長】 それから、この収支報告書に関する誤りがなければ、このものは、もうないわけですね。その人に対しては。

【羽生参事官】 そうなります。はい。

【伊藤委員長】 参考というのは全員にあるわけですか。

【羽生参事官】 ここも、すみません、説明はしよりましたけれども、赤字の部分だけは、収支報告書について特段指摘がない場合は、ここは載せません。ただ、その下の黒いところは皆さんに参考の材料として載せると。

【伊藤委員長】 間違っただけにはあると、そういうことですね。

【羽生参事官】 はい。

【伊藤委員長】 赤で書いたのは、あつたりなかつたりするから、赤に。こういうことですね。

【羽生参事官】 そうです。はい。

【伊藤委員長】 ほかに何かございますか。

それでは、本議題につきましては了承いただいたということでよろしいでしょうか。

議題（２）：平成２９年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

【伊藤委員長】 次に第２の議題といたしまして、「平成２９年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について」の説明を事務局にお願いします。

【羽生参事官】 お手元の資料２を御覧ください。ただいま平成２８年分の政治資金監査について御議論いただいたところではありますが、年が明けますと早速、平成２９年分の収支報告書に係る政治資金監査が実際に行われることとなります。このため、この２９年分を対象とした個別の指導・助言の取り組みを継続するかどうかについて、お諮りをしたいと考えております。

１番を御覧ください。まず、これまでの３年間の取り組みを通じ、同じ１２月初旬までに報告があったもので比較をしたグラフがございます。これを御覧いただきますと、初年度の対象であった確認項目、グラフでいうと下の段のところになりますけれども、これに絞って比較する限りにおいては、徐々に改善はしていると。一方で、昨年から指導・助言の対象の範囲を拡大したということもございまして、全体の対象者数は今年も微増してい

るといったことを、この1番で分析をしております。

その下、2番では、こうした状況に加えまして、この取り組み自体が、まだ今回で3回目であるといったことも踏まえまして、29年分についても継続したいという案とさせていただきます。

以上で御決定いただけましたら、今後、委員会のホームページ等を通じて、29年分についても、この取り組みを継続していくよということを、登録政治資金監査人全体に周知していく、緊張感を持って取り組んでいただくということを考えております。

以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして、御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

これについては、この取り組みを継続するということですが、よろしいでしょうか。

それでは、この議案についても了承いただいたということで、次に参ります。

議題（3）：平成28年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について

【伊藤委員長】 次に、第3の議題といたしまして、「平成28年分政治資金収支報告の概要（総務大臣届出分）について」の説明を収支公開室長にお願いします。

【御給収支公開室長】 収支公開室の御給でございます。よろしく申し上げます。

去る11月30日に、総務大臣届出分に係ります平成28年分政治資金収支報告書を公表いたしましたので、その概要につきまして、お手元の資料3という横長の資料と、さらに机上配付資料、ポイントという1枚ペーパーがございますが、この両方に沿いまして説明をさせていただきたいと思っております。恐縮でございますけれども、座って説明をさせていただきます。

まず横長資料、1ページの表紙を御覧いただきたいと思っております。平成28年分収支報告書の提出団体数は3,099団体でございます。提出義務のある届出団体数に対する提出率は91.7%となっております。団体区分ごとの内訳は、そこに記載のとおりでございます。

次に2ページをお開きいただきたいと思っております。上段のグラフは収入の推移でございます。一番右の28年分の収入額は1,080億円で、前年に比べまして22億円、2.0%の減少となっております。収入額は平成10年の1,865億円がピークとなっております。28年はピーク時に比べまして6割程度の額となっております。なお、この収入額は

前年からの繰越額を含めておらず、当該年分のみの収入でありまして、資料の表の中では本年收入額と表記してございます。

次に下段のグラフは支出総額の推移でございまして、一番右の28年分の支出総額は1,074億円で、前年に比べ70億円、6.9%の増加となっております。支出の方は年によりまして上下しておりますが、28年は3年ぶりに増加しております。

次に3ページをお開きください。収入の団体区分別、項目別の内訳表でございまして。下段に合計欄がございまして、主な項目をポイントペーパーにも示しておりますので、そちらもあわせて御覧いただけたらと思います。

28年收入額の合計は1,080億円で、前年に比べ22億円の減少となっております。主な内訳といたしましては、寄附収入は個人からの寄附が41億円で7億円の増加、法人その他の団体からの寄附は27億円で1億円の増加、政治団体からの寄附は95億円で10億円の増加、寄附収入の合計は163億円で18億円の増加となっております。寄附の右側にある事業収入は394億円で微減、縦長のポイントペーパーに内書きとしております事業収入のうち、政治資金パーティーの収入は85億円で、3億円の増加となっております。

横長の表の方に戻っていただきまして、借入金は9億円の増加。一方、横長表の一番右のその他の収入の計は51億円の減少となっております。これは、その他の収入のうち、その他が51億円の減少となっておりますけれども、27年分の収入に、26年に行われた衆議院総選挙に係る供託金の戻り金や、一部特定の政党本部におきまして土地の売却収入が大きく計上されていたことが主な要因と見ております。

なお、寄附収入と政治資金パーティー収入の状況につきましては、資料の後ろの方に推移を示した表がありますので、後ほど御説明をさせていただきます。

3ページの一番下の欄に、合計の内書きといたしまして、国会議員関係政治団体に係る収入額を記載しておりますが、28年收入額の合計は160億円で17億円の増加となっており、その内訳として、借入金7億円の増加、本部支部交付金収入が5億円の増加となっております。

次に4ページをお開きください。支出の団体区分別、項目別の内訳の表でございまして。これも下段の合計欄とポイントペーパーの表を、あわせて御覧いただきたいと思っております。

横長表の一番右下の支出合計額は1,074億円で、前年に比べ70億円の増加となっております。

主な内訳といたしましては、表の左側、経常経費の計①は238億円で1億円の増加、右側の政治活動費の計②は836億円で69億円の増加となっており、政治活動費のうち増加額が最も大きいのは寄附交付金で46億円の増加、次いで宣伝事業費が20億円の増加となっております。この寄附交付金、宣伝事業費の増加の要因は、28年に参議院選挙が行われたことによるものと見ております。

一方、横長表の右側のその他の経費は20億円の減少となっておりますが、これは一部、特定の政党におきまして、27年分に借入金の返済が大きく計上されていたことが主な要因と見ております。

また4ページの一番下の段に合計の内書きとして国会議員関係政治団体に係る支出額を記載しておりますが、各項目とも、おおむね同様の傾向がありまして、一番右の支出合計額は156億円で、前年に比べ22億円の増加となっており、その内訳として左側、経常経費の計①は43億円で1億円の増加、右側、政治活動費の計②は113億円で21億円の増加となっております。

次に5ページをお開きください。各政党本部の収入の状況を示した表でございます。28年収入額の大きい順に上から並べてございます。ポイントペーパーでは③の部分でございます。

下段が合計欄でございますが、一番左下の28年収入額の合計は738億円で、前年に比べ49億円の減少となっております。その主な内訳として、寄附収入の計は3億円の増加となっている一方、一番右、その他の収入の計は49億円の減少となっております。これは、先ほど御説明させていただいたとおり、27年分の収入に26年衆議院総選挙に係る供託金の戻り金や一部特定の政党本部において土地の売却収入が大きく計上されていたことが主な要因と見ております。

各政党本部別の内訳につきましては、時間の都合上、説明を割愛させていただきます。

次に6ページをお開きください。各政党本部の支出の状況を示した表でございますが、先ほどの収入の順位に合わせて上から並べさせていただいております。

一番右下が支出の合計額でございますが、28年の支出合計額は735億円で、前年に比べ33億円の増加となっております。左側の経常経費の計①は3億円の減少となっており、右側の政治活動費の計②は37億円の増加となっております。政治活動費のうち増加額が最も大きいのは寄附交付金で33億円の増加、次いで宣伝事業費が12億円の増加となっております。一方、右側のその他の経費は20億円の減少となっております。寄附交

付金、宣伝事業費の増加の要因は、先ほども御説明させていただいたとおり、28年の参議院選挙が行われたことによるものと見ております。また、その他の経費が減少しているのは、一部特定の政党におきまして、27年分に借入金の返済が大きく計上されていたことが要因であると見ております。

各政党本部別の内訳につきましては、時間の都合上、説明を割愛させていただきます。

最後に7ページをお開きください。寄附収入及び政治資金パーティー収入の推移の表でございます。寄附の計の欄を御覧いただきますと、平成3年の958億円がピークとなっております。28年は163億円で、ピーク時に比べ約83%減少している状況となっております。また、一番右の政治資金パーティー収入は、16年の143億円がピークとなっております。28年は85億円で、ピーク時に比べ約40%減少している状況となっております。

以上、雑駁でございますが、これで説明を終わらせていただきます。

【伊藤委員長】 本議題につきましては、これによろしいでしょうか。

議題（4）：平成29年度研修実施計画の追加について

【伊藤委員長】 では次に、第4の議題といたしまして、「平成29年度研修実施計画の追加について」の説明を事務局にお願いします。

【羽生参事官】 お手元、資料4を御覧ください。前回の委員会でお諮りしました追加研修を具体的に決定させていただくものでございます。

今回は試行的な取り組みでもありますので、2回とも東京で実施をいたします。1回目、1月29日は、確定申告等の関係で、参加者もかなり限られるのではないかと予測されますので、総務省内の会議室で実施。2回目は、参加者が増えることも期待をしながら、東京駅そばの会議室を借りて実施をしたいと考えております。

また2番のところですが、午前中は通常と同じく、新規登録者向けの登録時研修も合わせて実施をすることとしております。

本件については以上でございます。よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】 この件につきまして御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしいでしょうか。

では、これにつきましても御了承いただいたということで、次に参ります。

議題（５）：平成３０年度研修実施計画について

【伊藤委員長】 第５の議題といたしまして、「平成３０年度研修実施計画について」の説明を事務局にお願いします。

【羽生参事官】 資料５－１を御覧ください。来年度の研修計画の骨格になります。

今回は実施する都市と全体の回数について御審議をいただきまして、了承いただけましたら、次の回に向けて具体的な会場の選定を進めてまいりたいと考えております。

まず１番の研修時期でございます。基本は今年度と同じく６月から１１月にかけて開催することとしまして、先ほど御説明しました追加研修については、※印にございますが、年明け１月、３月の実施の状況や成果も踏まえて、改めてお諮りをするにとしたいと考えております。

２番の研修開催地でございますが、下線部を引いた都市がございます。この点が来年度の変更点となります。

具体的には、次の資料５－２をお開きいただけますでしょうか。研修会場の推移を表にしたものでございます。

特に右の方に矢印を付しておりますけれども、例えば上の方、関東ですと、今年は東京で昼間に開催をした２回のうち１回、来年度は千葉市で実施をする。それから下の方、中国地方を御覧いただきますと、今年は広島市で実施したものを来年は岡山市で実施するといった形にしております。

全体の回数としましては、右下にございますが、追加研修を除きまして、今年度と同じ１８回ということでお願いしたいと考えております。

資料５－１にお戻りいただけますでしょうか。下のところ、３番の研修要領でございます。基本は今年と同じ考え方で、午前に登録時研修及び再受講研修、午後の実務向上研修というスタイルを基本としまして、東京開催のうち１回は、今年度も実施したんですが、午後から夜間にかけての開催としたいと考えております。

裏のページをお願いいたします。裏の４番、研修の追加でございますが、（１）①②に記したような考え方で、（２）にもございますとおり、委員会にお諮りをしながら、必要に応じて研修を追加をさせていただくこととしたいと考えております。

次に資料５－３をお願いいたします。参考までに、今年度を含む、ここ３年間の研修の受講者数を会場ごとに整理した資料でございます。

やはり一番多いのは東京となっておりますけれども、ちなみに一番右下のところ、今年度の実務向上研修は1,014名となりました。合計1,000人を2年ぶりに超えておりますので、御報告申し上げたいと思います。

平成30年度の研修計画については以上でございます。よろしくお願いたします。

【伊藤委員長】 この件について御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

では、本議題につきましても御了承いただいたということで、次に第6の議題といたしまして、「登録政治資金監査人の登録者数及び研修について」の説明を事務局をお願いいたします。

議題（6）：登録政治資金監査人の登録者数及び研修について

【羽生参事官】 資料6を御覧ください。毎回御報告しております登録者数及び研修等の実施状況でございます。

まず表の登録者数についてでございますが、12月15日現在の数字を集計いたしております。

前回報告しました今年の10月13日の時点から、新たな登録が35名、抹消が5名ということで、一番下の行、左の方を御覧いただきますと、前回から設けました登録者数の増減の欄でございます。30人の増加で、トータルが4,922人となっております。

内訳ですけれども、弁護士で1名、公認会計士が2名、税理士で27名が、それぞれ増加となっております。

また、欄外の一番下の2つ目の※印でございますが、前回から、これも参考までに国会議員関係政治団体数を記入しておりますけれども、前は平成27年分の収支報告書の提出義務があった団体数ということで3,076団体としておりましたけれども、今回は、先ほど御説明のありました平成28年分の収支報告の公表を踏まえまして、平成28年分の提出義務があった団体数として3,077を記載しております。

裏のページをお願いいたします。研修の実施状況でございます。

表と同じく全て12月15日現在、今回は年明けの追加研修を除きまして、今年実施した18回の研修全てを終えた段階の数字でございます。

2番の登録時研修でございますが、29年度の合計で151名、これまでの合計で5,237名となっております。

それから3番の再受講研修の参加者がトータルで216名、4番の実務向上研修の参加者が、先ほどの資料にもありました1,014名となっております。

委員の先生方におかれましては、それぞれ実務向上研修への御臨席、御挨拶をいただきまして、ありがとうございました。

資料6に関しては以上でございます。

【伊藤委員長】 この件につきまして御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。よろしいでしょうか。

その他の議題：収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）

【伊藤委員長】 では次に、その他の議題といたしまして、「収支報告書等の記載方法について（クレジットカードを利用した場合）」の説明を事務局にお願いします。

【羽生参事官】 まずお手元に青いドッチファイルがございますけれども、この一番後ろの39番というラベルのついた資料を御覧いただけますでしょうか。こちらが、先ほど収支公開室長から御説明しました収支報告の概要に関連した新聞記事等を取りまとめたものでございます。

この中で32ページをお開きいただけますでしょうか。こちら、ネット上のニュースになりますけれども、収支報告の公表の直後に、実際のNHKニュースでも放映をされておりました。内容としては、クレジットカードにより物品等を購入したけれども、支出先としてカード会社しか記載をされていないために、実際どこに使われたかがわからなくなっている団体が多数あるんだといった報道でございました。

これに関しまして、すみません、お手元の資料7を御覧いただけますでしょうか。この資料7でございますが、まず1ページ目が平成21年度の第1回の当委員会の資料でございますけれども、当時は、この政治資金監査制度の導入や収支報告書上公表すべき金額の下限が引き下げられたといったことも背景に、記入が大変になるということで、政治団体から大変問い合わせが多かったといったことを踏まえまして、当時この委員会から、このページにありますとおり、クレジットカードの利用の場合には現金の実際の流れとはまた別に簡易の記載を認めることが適当であるといった見解が示されたところでございます。

また、この見解を踏まえまして、裏のページからの資料でございますが、こちらは先ほどもちょっと説明ありましたが、政治資金課の方で政治団体向けに出しております国会議員関係政治団体の収支報告の手引の中でも、原則となる記載例を2ページから3ペ

ージに、また当委員会の見解を踏まえた簡易の記載方法について4ページ目、5ページ目に示してございます。

これまで我々事務局も研修の機会には毎回この点を取り上げているところではありますけれども、先ほどのニュースの中でも、岩井委員の方から、大学の岩井先生というお立場でのコメントでございますが、総務省等もしっかりと指導すべきだという後押しをいただいております。今回の報道をきっかけとしまして、正しくはこうあるべきだということを変更して適正化委員会、また事務局としても発信してまいりたいという趣旨で、本日議題として取り上げさせていただくことといたしました。

この資料7については、特に本日、何か新たな御決定をいただくというものではございませんけれども、説明は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

【伊藤委員長】 この件につきまして御質問や御意見などございましたら、どうぞ御発言ください。

【岩井委員】 おそらくこれから決済の方がいろいろ変わってくると思うので。現金からクレジットカード、あるいはもっと別のものにと変わってきたりとか、あるいは我々もその後いろいろ実際ネット上で決済をやっていくと、実際出てくる領収書が、違うものが出てくる場合がございますので、今後の決済のあり方だとか、あるいは、これをどう記載していくのかということについては、ちょっと、やっぱり頭の体操をしておく必要があるかなと思っております。

【伊藤委員長】 そうですね。これは、実際では、どちら側の記載が多いわけですか。

【井上政治資金課長】 それぞれあろうかと思いますが、私どもの方の形式審査の過程で、これはクレジットカード会社への支出だけが載っていたときに、政治団体に対して、これは本当にどうなんだろうということで確認をさせていただくケースはございます。複数の目的で使ったものをまとめて払ったような御説明の場合は、この考え方を御説明して、適宜訂正をいただくということも現実に、これはやっております。

また、収支報告書を出す前にもさまざまなお問い合わせが来ますし、現に私の前で職員が回答していますけれども、この関係のお問い合わせ、結構ありますので、適正化委員会に出していただいた方針及びそれに沿ってまとめた手引に従って、考え方については説明をさせていただいているということになりまして。私、まだ7月着任なので、全てを全部、見ているわけではありませんが。かなりこの辺は整理されてきているかなという気はしておりますが、引き続き、その辺はしっかりと私どもの方でも説明をしてまいりたいと思っ

ています。

【伊藤委員長】 これはカードは必ず落ちることを前提にして、カードで払ったときに現金で払ったみたいな記載をすることは許されるんですか。例えば12月25日にカードで店へ払いますね。そうすると支出として。実際にカードは翌月に落ちるとする。そのことは何も書かないというやり方はいいんですか。あるいは、もし書くとしたら、カードを決済された日の方に書くんですか。

【日出委員】 いや、今は支出した時点で支出を書いて、同じその他の収入で……。

【伊藤委員長】 やるだけでしょう。だから……。

【日出委員】 その方法でしか、今のところ、ないですよ。決済は、またそれは決済という格好でやっていますね。

【伊藤委員長】 簡略なものは認め……。このとおりにやろうということですか。

【大竹委員】 簡易な記載は、そこに出ているわけでしょう。

【伊藤委員長】 簡易な記載を認めるというんじゃないの。

【羽生参事官】 まず資料7、もう一度御覧いただきますと、1ページ目のところで、下にあるような簡素な記載も。

【伊藤委員長】 これもいいわけ。

【羽生参事官】 ええ。考えていいということをおっしゃいます。特に5ページ目のところなんですけれども、この簡易な記載できないかということで、答えとして、これ政治資金課の方で示しているものでありますが、一括払いであれば、このような簡易な記載を認めるということで説明をされていると。

【伊藤委員長】 簡易な記載といっても、これだと払った日とクレジットで買った、備考欄に書くと。これを簡易な記載と言うわけですか。それとも、例えば、この4ページのETCのところは、これはカードの精算の方かな。

【井上政治資金課長】 カードの精算ですね。

【伊藤委員長】 実際に払った日じゃなくて、カードで落ちる日だけを書いていきますね。これ、使った日は書かない格好でしょう。

【井上政治資金課長】 そういうことです。はい。

【日出委員】 これはカードで購入した時点で、こういう処理をするということじゃなかったでしたっけ。

【井上政治資金課長】 これは……。

【伊藤委員長】 これはそうでしょう。

【日出委員】 あの当時は。

【伊藤委員長】 これはそう。これはカードで買った日のこと。違うよね。

【日出委員】 ただ、これ利用目的が限定されているけれども、今はあまり限定、何かされていないんですよね。

【岩崎政治資金課課長補佐】 ETCカードの利用の場合は、利用目的が限定されていることから、この場合に限って、簡易な記載を認めている。

【伊藤委員長】 利用目的って、カード、ガソリンならガソリンだから。

【井上政治資金課長】 ETCカードの場合は基本的に口座引き落とし。

【伊藤委員長】 これはカード買った日のことを言っているわけ。

【井上政治資金課長】 いや、買った日というよりは、ETCカードの場合は基本的に。

【伊藤委員長】 使った日。

【井上政治資金課長】 使った日というか、これはカード会社に支出した日ですよね。

【日出委員】 カード会社に？

【井上政治資金課長】 カード会社に対して、その口座振替なり、口座引き落としの方法で支出した日が、これは書かれている。そうでしょう？

【浅井委員】 発生主義じゃないんですね。

【伊藤委員長】 じゃなくて。

【浅井委員】 じゃなくて、ETC……。

【井上政治資金課長】 ではなくて、これはカード会社に対して、お金が出た日。

【日出委員】 払われた時点かな。

【井上政治資金課長】 払われた日の記載を認めるという。

【伊藤委員長】 普通の、例えばデパートなんか行っているいろいろ買うとか、あるいはして、カード出しますね。そのときは翌月の10日か何かで。15日か、10日かに落ちますね。それはどっち書くんですか。一括払いのとき。

【大竹委員】 私が理解しているのは、正式に書くとすれば、実際物を買ったときにカードで支払いとして出していますね。実際、このカード会社に払った場合は、それとあわせて収入欄に、その分を書く。つじつまを合わせるためにですね。

【伊藤委員長】 それが正規のものでですね。

【大竹委員】 はい。そして最終的に、そのカード会社へ払ったときに、もう1回計上

すると。これが一番……。

【伊藤委員長】　　そうですよね。

【大竹委員】　　それはややこしいので。

【伊藤委員長】　　これが、その3ページに書いてあるもの。

【羽生参事官】　　そうです。

【大竹委員】　　それはややこしいので。個別にカードで払えば、カードで払った日について支出に計上しているんですね。ただし、これはカードで払いましたと書いておくと。それで済ませると思う。収入欄に、その分を書く必要もなくて、カードで支払った場合に、最後にカード会社に払った分についても書く必要はないと。

【伊藤委員長】　　そうすると、この1ページ目に書いてあるように、カードを使って払った日を書いておいて、備考欄に書くと。そうすると、逆に言えば、この払った日じゃなくて、3月10日だけを書くということも許されるんですか。それは許されない。

【羽生参事官】　　それだけですと結局、カード会社に支払ったことしかわからないということで、内訳がわからないので、ここに出したときの……。

【伊藤委員長】　　少なくとも簡易でも、この備考欄のある、1ページの書き方をしなさいという指導になるんですか、我々でも。

【羽生参事官】　　そうですね。5ページのところにも、そういったことを書いているということです。それも……。

【伊藤委員長】　　つまり結論を言うと、1ページのような書き方をしろということですか。

【羽生参事官】　　そうです。

【伊藤委員長】　　そう？

【羽生参事官】　　はい。

【伊藤委員長】　　だから、1つにしちゃだめなんだね。

【大竹委員】　　支出目的を明らかに……。

【伊藤委員長】　　備考欄に書くことによって、この正規の3ページのような、引当金を充てたような格好の書き方なのかな、なるんですかね。それはしなくていいということになるんですね。1ページのような書き方をすれば。

【羽生参事官】　　そうです。3ページのように詳しく書く必要はないということ、この21年のときに、見解として出したということです。

【吉田事務局長】 どっちでもいいということ。どちらでもいいと。簡易な記載でもいいですし、二重計上でもいいと。

先ほどおっしゃった4ページに関しては、これはクレジットカードでE T Cカードということで、利用目的が限定されていると。こういう特殊なものについては、カード会社に支出した記載でも差し支えないという特殊な扱いをしていますけれども、普通のクレジットカードについては、今、参事官が申し上げたように、二段書きの形で書いてもいいですし、あるいは一括払いで、利用から支払いまでの期間が非常に短い、次の月に締めるようなものに関しては、簡易な記載で、備考欄に実際に引き落とし日を書いたやり方でもいいと、こういうふうになっていまして、E T Cカードのこの4ページについては、その意味では、普通のクレジットカードと違って、利用目的が限定されているということなので、引き落としのところの年月日を書いても、あるいは実際に支出のところの年月日を書いても、何に使ったかはわかるということで、この扱いにしているということになります。

【浅井委員】 よろしいですか。簡易な記載の方で、決済との年がずれた場合はどうなりますか。発生は前年で。

【伊藤委員長】 12月。

【岩井委員】 これ、税金のときに悩むんですね。

【浅井委員】 だから、現金主義か発生主義かという。結構この簡易な方法の方が正しい会計だとは思うんですけども。

【大竹委員】 多分、資金管理は、そんなに細かく切ってやっていませんので。

【吉田事務局長】 そのままということですね。

【大竹委員】 あくまで大福帳でやっているだけですからね。ですから、そのところは気にせずやっているんじゃないでしょうか。期間とか関係なしにですね。

【浅井委員】 多分、繰り越しの預金残に合わなくなりますよね。これ入れると。

【日出委員】 繰り越しは関係しません。

【伊藤委員長】 ないんです。

【浅井委員】 ないから。

【日出委員】 関係ないんですね、正直な話。

【伊藤委員長】 関係ないですね、実際の。

【日出委員】 どっちでもいいというスタンスだと思ったんですけども。

【伊藤委員長】 この簡易な記載を認めるとすれば、これは、その実際に支払ったとい

うか、カードを使ったときに。

【日出委員】 カードが決済された時点で上げてもいいし、あと、そうでなかったときは、支出したというか、使った時点で処理すれば、それでも構わないと、そういう考え方。複式簿記でも導入しないと、ちょっと解決はしないんですけれども。

【大竹委員】 先ほどの新聞記事の32ページですが、この中で3つ目の段落で、総務省はクレジットカードで何をどこで購入したかをあわせて記載するのが望ましいとしていますと書いてあるんですけれども、そういう見解出しているんですか。望ましいということとは、書かなくてもいいということですよ。

【伊藤委員長】 それ書かなきゃいけないでしょう。

【日出委員】 書かないといけませんね。望ましくないですね。

【伊藤委員長】 簡易であっても、何々店だと書かなくちゃいけないということだから。そうですね。

【大竹委員】 ええ。あくまで支出目的じゃなくて、支出の手段ですよ。カード会社使うということはですね。

【日出委員】 そうです。

【伊藤委員長】 だから、カードであっても相手方を記載しなくちゃいけないでしょう。その本来の支出をした相手方は。だからカード会社が相手方じゃないので、食事したなら食事代として、その食事した店の名前は書かなくちゃいけないと。

【井上政治資金課長】 はい。

【伊藤委員長】 それは原則、崩していないので。総務省がそういうふうにおっしゃったかどうかは別にして、今、大竹先生言われた意味では……。

【大竹委員】 望ましいということではないんじゃないかと。

【伊藤委員長】 望ましいじゃなくて、義務的に書かなくちゃいけないになる。

【井上政治資金課長】 そうですね。支出の相手方を。

【伊藤委員長】 相手方ですからね。そうですね。

【井上政治資金課長】 書かないといけないというのが大原則でございます。

【大竹委員】 これ望ましいという書き方をしますと、それでも構わないになりますので。

【井上政治資金課長】 望ましいと、うちの職員が答えたのかどうかは、ちょっと私も、どういう問い合わせが来ているのかわからないので。

【岩崎政治資金課課長補佐】 (注…資料7p. 2 A 1 ②を示しながら) ここを見て書かれたのかなと思うんですけども。

【井上政治資金課長】 でも、これはちょっと今の議論と違うよね。

【岩崎政治資金課課長補佐】 本当は違うんですけども、これを見て記者が書かれたんじゃないかと。ちょっとミスリーディングなふうになっていると思います。

【伊藤委員長】 そうです。だから、今議論していることが、こちらの議論の方が正しいんでしょう。

【岩崎政治資金課課長補佐】 はい。

【井上政治資金課長】 だから、簡易な記載で備考欄に「クレジットカードによる購入」である旨を記載することが望ましいというQ&Aを出していますので、そこを見て……。

【伊藤委員長】 それはそれでいいですよ。これは、ここに書けということですね。

【井上政治資金課長】 ええ。書いたのかもしれませんが。

【伊藤委員長】 支払い方がクレジットだということを書いた方がいいんだということを行っている。これだと書けと言っているわけでしょう。

【羽生参事官】 そうです。

【伊藤委員長】 これが21年で決めたときのあれですか。

【羽生参事官】 そうです。

【伊藤委員長】 最初に。

【羽生参事官】 はい。決めたといいますか、適正化委員会としては、こういう書き方が望ましいよという見解を示しまして。

【伊藤委員長】 一番最初に。

【羽生参事官】 それを踏まえて政治資金課の方で、こういうふうに、じゃあ指導・助言していこうということで手引をつくられたという経緯になっております。

【伊藤委員長】 政治資金課の方として、要するに我々の理解としては、この1ページ目に書いてあることでも構わないと理解すればいいわけですね。やり方として。

【井上政治資金課長】 そうですね。はい。

【伊藤委員長】 よろしいでしょうか。

【岩井委員】 これは、だからクレジットカードの場合は、払ったときのあれがありますから、普通にこういう簡易の形で出てくるはずですよ。だけど将来的に……。今は大した額じゃないけれども、交通系ICだとかだと、ICカードを買ったときの時点の領収

書は出るんだけど、じゃあ実際それを何に使ったかというのはわからんですよね。

【伊藤委員長】 そうですね。

【岩井委員】 それが今、額は小さいですけども、結構あれ、何でも使えるようになってきていますからね。

【伊藤委員長】 そうですね。今でも何万かでは使えますからね。

【岩井委員】 そうすると領収書は窓口で買ったときの、チャージしたときの領収書しか出ないんですよね。

【日出委員】 でも、例えばS u i c aでも、多かったときは、そのときの領収書もらえますよね。

【岩井委員】 そうですね。だけど、そのS u i c aで、何でも買えるといえば買えるわけですよね。

【日出委員】 そうです。

【岩井委員】 あれだと、普通だと交通費になりますけれども。同じようなことが、例のガソリンのプリペイドカードの問題……。

【伊藤委員長】 同じことなんですよね。だけど、おっしゃるように、S u i c aで買っても、例えば弁当買えばレシートは来ますよね。そういうときには、本来であれば。

【井上政治資金課長】 それは書き分けてくださいと。

【伊藤委員長】 弁当代で買って、こっちにS u i c aで払ったと、こう書くことになるわけですかね。

【井上政治資金課長】 はい。同じ考え方です。

【伊藤委員長】 そうすると、S u i c aの購入というものは、だから上げないということになるわけですね。上げる。

【井上政治資金課長】 ですから、S u i c aを政治団体で持って、それを本当に交通費だけに使ったという場合はS u i c aのチャージ代だけを書いてくださいと。

【日出委員】 それはあり得ないですね。

【羽生参事官】 今の御指摘の点はですね。

【伊藤委員長】 書いてある。

【羽生参事官】 お手元にもありますが、研修テキストでいうと124ページ、125ページのところに。

【吉田事務局長】 お手元にあるピンクの冊子ですね。そちらに。そのの。

【羽生参事官】 124です。

【吉田事務局長】 124、125に今、Suicaの扱い。

【羽生参事官】 ここ、問いの1というのは原則論について説明をしていると。チャージした時点で、きちんと支出に計上するというのと、利用した場合には、その支出についてもきちんと計上すると。

これも当時、122ページ、ちょっと前のページになりますけれども、適正化委員会として見解を示しまして。122ページです。1つ前のページですが。これを踏まえて、この見解を出しているという格好になっています。

【伊藤委員長】 もう1回整理しますと、今までいろいろ出している、そういう見解等で十分通用するから、今ここで決めて何かしなくちゃいけないということはない。

【羽生参事官】 すみません。そういった趣旨ではございませんで、これまで言ってきたことが。この記事も実際のところ、どの団体を指して、こういう指摘をしているのか、ちょっと判然としないところがあります。特に我々の事務局は直接収支報告を見る立場にもないので、実際どこが問題だったのか、はっきりわからない面もあるんですけれども。いずれにしても、この機会に、こういう記事も出た以上、やはり、特に監査人等々には、もしここでやり玉に上げられているような記載をしている団体があれば、そこは、いや、こういう書き方が正しいんだよということをしっかり言っていただこうと。そのことを我々も研修等の場で、さらに強く言っていこうということを、この機会を通じて確認させていただきたいということでございます。

【伊藤委員長】 そうしますと、当委員会としては、その周知徹底を図っていくと、そういうことですね。

【羽生参事官】 はい。

【伊藤委員長】 これは関連して、総務省選挙部の方も何かございますでしょうか。

【井上政治資金課長】 それは先ほども申し上げましたが、いろいろ日々お問い合わせも来ますし、またこれから、今度は29年の収支報告書が来年出てまいりますので、その形式審査の過程で、疑問な点を見つけた場合には、政治団体の方に確認をさせていただいて、適確な記載になるように努めてまいりたいと思っています。

【伊藤委員長】 そういうことでよろしいでしょうか。

その他の議題：政治資金規正法施行規則の改正について

【伊藤委員長】 それでは次に、その他の議題といたしまして、「政治資金規正法施行規則の改正について」の説明を事務局にお願いいたします。

【羽生参事官】 次に委員限り資料のB-1を御覧ください。前回御報告いたしました政治資金監査人登録申請をいただく場合の添付資料として戸籍抄本を求めておりますけれども、これについての見直し、これに伴う省令改正の検討状況についての御報告でございます。

このB-1の1番、改正イメージのところにありますとおり、総務省の行政評価局からの勧告を踏まえまして、登録申請の際に戸籍抄本を不要とする、かわりに本籍記載のある住民票を求める形に改正を行うということで今、選挙部とともに準備を進めております。

これに関しましてはB-2、B-3に省令案も添付しておりますけれども、これについて年内にはパブリックコメントを開始する予定でございます。

多くの政治資金監査人向けには以上の改正で完了となるんですが、またB-1にお戻りをいただきまして、下のところなんですが、1番の下のところですが、登録される方々の一部には、旧姓の使用を希望される方がいらっしゃいます。現在も各士業団体の取り扱いに準じる形で、委員会として発行しております証票、身分証のようなものを発行しておりますけれども、その証票には旧姓を併記するとか、それから委員会のホームページに政治資金監査人一覧というものを掲載しておりますけれども、そこでも旧姓の使用を認めるといった取り扱いをしております。

こうした旧姓使用を希望される方の場合には、戸籍抄本以外に、そのことを確認する書類がありませんので、旧姓使用を希望される場合には引き続き戸籍抄本を出していただくという形を維持したいと考えております。

このために、今回の省令改正に当たっては、上の改正前というところでは⑤に該当しますが、現行の条文の第5号に、「上記に掲げるもののほか、政治資金適正化委員会が定める書面」という条文がございますので、この省令改正後は、戸籍抄本を、この委員会決定という位置づけで引き続き求めてまいりたい。旧姓使用を希望される方に限ってですけれども、位置づけをしたいと考えておりますので、あらかじめ、この点についても御報告をさせていただきますと思います。

それから、下の2番の今後の主なスケジュールというところを御覧ください。近く開始をいたしますパブリックコメントについては2月上旬まで。これが完了いたしますと、正式に省令改正の決裁を行いまして、2月の下旬ごろをめどに省令の公布をしたいと。それ

から6月1日に改正省令の施行ということを予定しております。

この6月に省令施行とする考え方でございますけれども、国会議員関係政治団体の収支報告書の提出期限が5月の末でございます。毎年、やはり何件か、この締め切り間際になって、急いで政治資金監査を依頼されまして、日程にあまり余裕がない中で監査人の登録申請をされる方がいらっしゃいます。こうした方も含めて、あまり混乱が生じないように、この5月の末の締め切りを過ぎたところで新たな仕組みに切りかえたいと考えております。

また、ただいま御説明した旧姓使用を希望する方の手続についての決定は、省令の公布後、3月に予定しております第6回の委員会においてお諮りをしたいと、現時点では考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

【伊藤委員長】 この件につきまして御質問や御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【大竹委員】 つまらない話ですが、聞きたいんですけども、旧姓使用する場合ですね。例えば公告する、あるいは一覧表に載せる場合、証票も一緒でしょうけれども、どちらが旧姓にするんでしょう。

【羽生参事官】 公告は、もうこれは戸籍上の正式なお名前で公告をしております。ですから、法律の手続としては、正式なお名前だけを使っていると。

【大竹委員】 じゃ、公告上には旧姓とか出てこないわけですか。

【羽生参事官】 出てまいりません。証票の場合も、正式なお名前と併記する形で旧姓なりを載せていると。

【大竹委員】 その場合、わざわざ旧姓と書いているわけですね。

【羽生参事官】 括弧書きですね。それから、監査人一覧というのは、これはある意味サービスの提供しているものでございますので、御本人が望まれる方のお名前を掲載しているという格好で対応しております。

【大竹委員】 そっちには戸籍名は出てこないということなんですか。

【羽生参事官】 出てこないケースです。

【大竹委員】 出てこない。ああ、そうなんですか。

【羽生参事官】 はい。

【伊藤委員長】 よろしいでしょうか。

【大竹委員】 そうしますと、公告と一覧表とのリンクはしないわけですね。

【羽生参事官】 厳密に言うと、いたしません。

【大竹委員】 その辺のところのつなぎ、結びつきは、適正化委員会しかわからないわけですね。

【羽生参事官】 登録番号で突合することはできます。

【大竹委員】 ああ、なるほど。

【伊藤委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【羽生参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定しております。また、本日の公表資料につきましても、その場で配付させていただく予定でございます。

なお、本日の委員会の議事要旨でございますが、年末、大変お忙しい中、恐縮でございますが、各委員の御連絡先に、明日27日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、大変恐縮ですが、御協力をよろしくお願ひしたいと存じます。

【伊藤委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。

次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【羽生参事官】 次回の委員会については、日程調整の結果、2月13日火曜日の午前10時半より開催をさせていただきたいと存じます。詳細は、後日文書にて御連絡させていただきます。

【伊藤委員長】 本日は長時間にわたり熱心に御審議いただきまして、ありがとうございました。どうもありがとうございました。